

令和7年度住吉区行政ネットワーク会議の運営について

- 1 住吉区行政ネットワーク会議の構成員は、「住吉区行政ネットワーク会議設置要綱」第3条に規定する事業所の長並びに出先機関の長とし、次のとおりとする。

- ・住吉区長
- ・住吉警察署長
- ・住吉消防署長
- ・財政局あべの市税事務所長
- ・建設局南部方面管理事務所長
- ・環境局西南環境事業センター所長
- ・健康局南西部生活衛生監視事務所長 兼
環境局環境管理部南西部環境保全監視担当課長
- ・水道局南部水道センター所長
- ・公立大学法人大阪本部事務機構総務部総務担当課長
- ・小学校幹事校長
- ・中学校幹事校長
- ・住吉区副区長

<事務局>

住吉区役所（総務課）

- 2 本会は、区内の行政運営上連絡調整を要する具体的措置について協議する。
- 3 本会は原則として、5月(5/21)・12月(12/17)の第3水曜日を定例会と定める。
- 4 会議には構成員が出席するものとし、やむをえず欠席する場合は、あらかじめ代理出席を事務局へ報告するものとする。
- 5 配付資料がある場合は、前々日までに20部事務局へ送付することとする。
- 6 議事要旨および配付資料等については、オープン市役所対象の庁内会議に該当しているので市・区ホームページで公開する。
- 7 開催のない月に各種データや事業案内を会議構成組織に情報提供を希望する場合は、事務局(tu0001@city.osaka.lg.jp:区役所総務課メールアドレス)に送付する事により、各構成組織に転送し情報の共有をはかる。